

第98号

2025年11月28日

議会

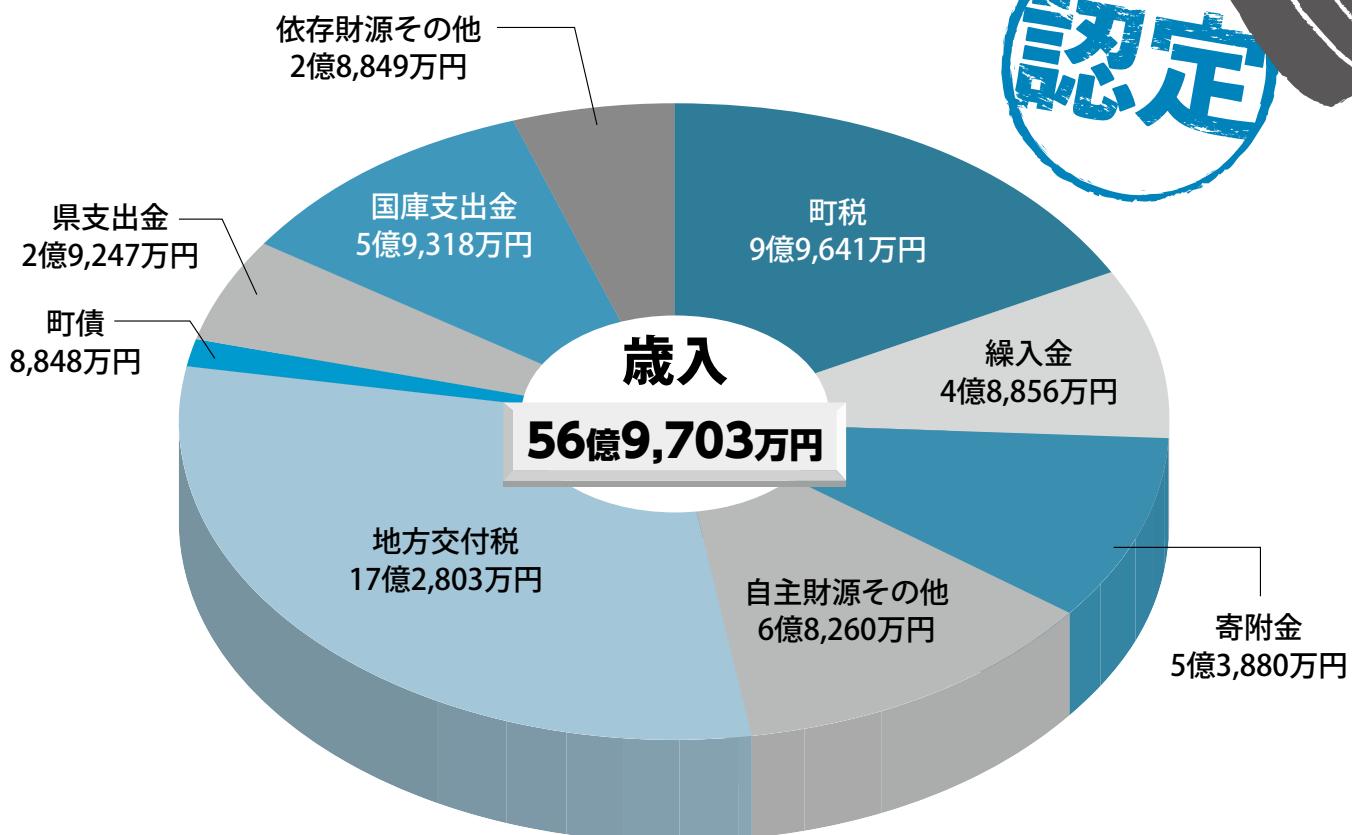
よ
さ
よ
さ
よ



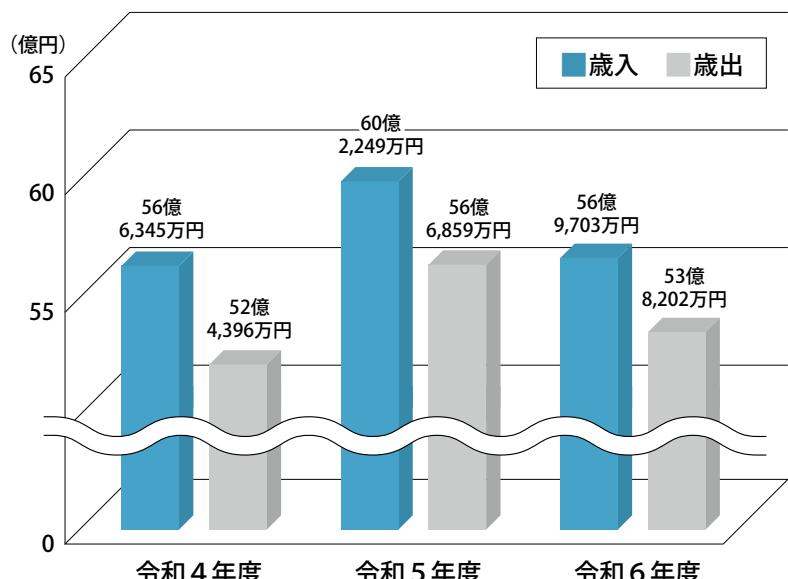
令和6年度一般会計歳入歳出決算

歳出総額

53億8,202万円



過去3カ年の歳入歳出決算



自主財源その他詳細

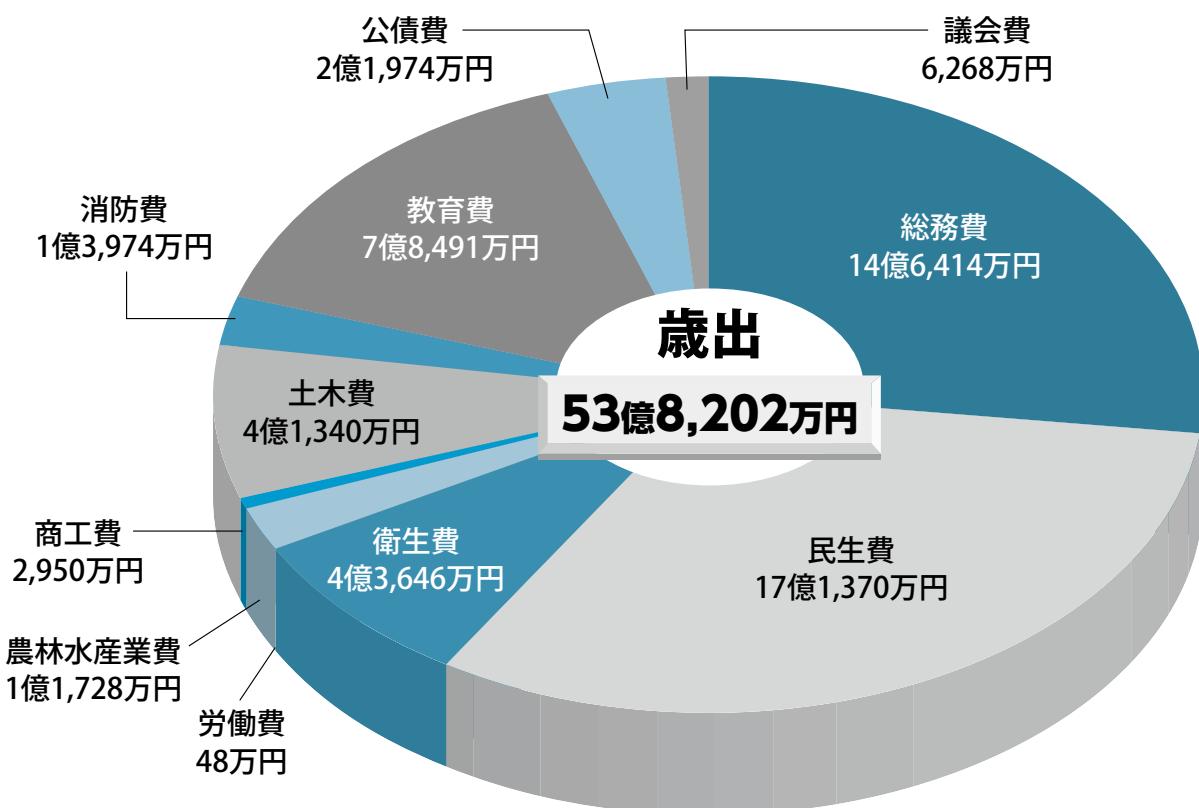
分担金及び負担金	1,242万円
使用料及び手数料	5,156万円
財産収入	408万円
繰越金	3億5,390万円
諸収入	2億6,065万円

依存財源その他詳細

地方譲与税	2,581万円
利子割交付金	42万円
配当割交付金	726万円
株式等譲渡所得割交付金	899万円
法人事業税交付金	2,191万円
地方消費税交付金	1億7,874万円
環境性能割交付金	501万円
地方特例交付金	3,978万円
交通安全対策特別交付金	57万円

9月 定例会

- 9月定例会を9月5日から9月26日まで22日間の会期で開催しました。
- 町長から提案された案件は21件（内訳は報告2件、同意2件、条例6件、補正予算5件、決算認定6件）、議員発議による条例が1件、請願が1件でした。
- 一般質問は9月8日に7議員が行いました。
- 9月定例会は最終日（9月26日）に、委員会に付託していた議案8件と請願1件を採決し閉会しました。



監査意見書（抜粋）



代表監査委員
渡邊 吉和

本町の財政構造については、経常収支比率が91.6%（前年86.4%）、経常一般財源比率が100.9%（前年100.7%）、財政力指数は0.424（前年0.421）、であり依然として厳しい状況にある。

今回の決算を踏まえ、今後も権利と義務が果たされる社会の秩序の維持のため公平公正な徴収を行うとともに、住民福祉の向上という行政の目的を見据え、限られた財源を有効活用しながら、健全な財政運営の継続に努めてもらいたい。

加えて、事業執行や財政状況等について、住民への説明責任を果たすことで、より一層の信頼性と透明性の確保を期待する。

令和6年度決算

注目事業

小学校改修事業

両小学校のトイレを洋式化、乾式化、人感センサーの照明に改修。



改修前



改修後

**(豊郷小学校) 2,814万円
(日栄小学校) 2,760万円**

電気・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

物価高騰の負担増で、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に給付金を支給。



4,195万円

災害対策事業費

指定避難所の災害時備蓄用の非常用保存食品(アルファ米、非常用保存飲料水)を購入。



226万円

職員研修事業・人事評価制度運用支援事業

職員研修として、コンプライアンス研修、OAスキル研修等を実施。職員の人事評価制度を支援する業務を委託。



468万円

一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出にそれぞれ
3億2,429万8,000円を追加

補正の主な事業

○すまいるたうんばすの買い替え
..... **539万1,000円**

老朽しているすまいるたうんばすの車輌を買い替える。



現行のすまいるたうんばす

○水道減免事業の延長 **846万円**

物価高騰の影響を受ける生活者・事業者を支援するため、水道基本料金4カ月分の減免を行っているが、2カ月分延長をする。



賛成討論 反対討論

議 案

議第48号 豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

- (条例の改正内容)
- ・昨今の物価高騰に対応するため宿泊料を引上げ
 - ・鉄道賃の特急使用の距離要件や日当、食卓料の廃止
 - ・私有自動車使用の際の車賃の単価変更等

本会議での討論

賛 成 西澤議員

条例等にはきめ細かくいろいろな項目について予算措置されており、職員のためにも大事なこと。私は賛成とする。



反 対 今村議員

実態として豊郷町職員の出張はほとんど県内。県外であっても日帰りで行く市町が多いうえ日当が出ている。今、地方自治においても職員のスキルを上げる、そして、職務の中でそれを生かす、といったことが今ほど大事な時代はない。また、職員のメンタルヘルス的な自己啓発、セミナーも各地で開催されている。もっと職員が各課でいろんなところで研修をして、自分の仕事にも生かしていく、住民にとってもよりよい町のサービスができるようになれば、その方が非常にいいことではないかと思う。

今回の改正で、日当、食卓料を廃止して宿泊料だけというのは、現実性に合わない。日当は残すべきで、宿泊料の引上げは物価高騰の中で当然だと思う。この条例改正については反対。



本会議での採決

賛成8人 反対3人 …… 賛成多数で可決

議 案

議第56号 令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について

一会計年度の決算について、適正かつ妥当な執行がされたか議会が審査を行う。町長は監査委員の審査意見を付けて、決算を議会の認定に付さなければならない。

予算決算常任委員会での採決

賛成7人 反対3人 …… 賛成多数で認定

本会議での討論

反 対 今村議員

決算書では、実質収支額が約2億2,240万円の黒字。さらに、財政調整基金積立額が約3億800万円であり、実質黒字は約5億3,000万円だった。豊郷町民の共同財布である予算は、民主主義に基づいて財政運営をすることが、地方自治法や地方財政法にも明記されている。このことを受け、日本共産党町議員団は、令和6年3月議会で、町予算に対する修正動議を提出した。喫緊の町民要求の中から、1つ、高い介護サービス負担を減らすたびに、介護認定者激励金1,360万円、2つ、待機児童解消のため、待機児童解消補助金300万円、3つ、少子化の中、子どもたちに高等教育の保障と、豊郷町への定住促進を目指し、給付型奨学金880万円で総計2,540万円の増額修正を出した。今回の決算を見るに、5億円を超える予算が未執行になったということは、地方財政の原則である総計予算主義や会計年度独立の原則から逸脱をしていると考える。町民の多様な要求に沿った予算執行を怠った結果と言え、企業会計は利益追求が求められるが、地方財政は先に述べた法に基づき執行されるべきものであるため反対とする。



本会議での採決

賛成7人 反対3人 …… 賛成多数で認定

議案

議第57号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

文教民生常任委員会での採決

賛成3人 反対2人 …… 賛成多数で認定

本会議での討論

賛成 西澤議員

国民保険制度は、他の医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度。令和3年には現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代の中心という、これまでの社会保障の構築を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく、全世代対応型の社会保障制度を構築するために、健康保険等の一部を改正された。また、令和6年度において診療費、調剤費、入院時食事・生活療養費、訪問看護療養費といった療養の給付費等の費用額は昨年度に比べて減少した。しかし、これは社会保障の適用拡大や後期高齢者医療制度の移行等の影響によるものであり、1人当たりの医療費は増加傾向。今後の課題としては、①医療費抑制と病気の早期発見、予防策、②特定検診受診の向上、③国民健康保険事業特別会計の財政基盤の強化を努めていくことだということを申し上げ、全体的に適正な財政措置をされているため賛成とする。



反対 今村議員

国民健康保険法第1条でその目的として、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すると書かれている。また第2条では、国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うこと。また第3条には、都道府県は、市町村とともにこの法律の定めるところにより国民健康保険を行うことと明記されている。実質収支額が約1,600万円、年度末の基金残高が約4,170万円、合計約5,770万円。国保加入者1人当たり約3万7,800円。町は県統一化に向け、令和6年度に国保税の大幅値上げを行った。そして、国保加入者の保険料や窓口負担額も負担増が続いている。この国の制度改悪、言いなりの町会計運営では国保世帯加入者の生存権は守れない。町独自の施策として、傷病手当の実施や高校生までの均等割の減免などを実施すべきであると考え、反対とする。



本会議での採決

賛成7人 反対3人 …… 賛成多数で認定



賛成討論 反対討論

議 案

議第58号 豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

文教民生常任委員会での採決

賛成3人 反対2人 …… 賛成多数で認定

本会議での討論

賛 成 西澤議員

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の自立支援や介護する家族の負担軽減を図るために、社会全体で支え合うことを目的として、創設された制度。介護サービス、在宅介護サービス給付及び施設介護サービス給付費ほか、特定入所者介護サービス、包括的な支援事業などの費用に財政措置され、介護を受けている方々に支援されていると私は思う。今後の課題としては、①介護保険事業運営に対する財源の確保、②介護現場で働く労働力の不足、③介護保険者機能の強化の取組。こうした課題を解決しながら、利用者が自立した生活を続けられるよう、実態に即した高齢者福祉と介護保険サービスに対して積極に取り組んでいると勘案している。

反 対 今村議員

実質収支額プラス基金残高は約4,400万円。これを1人当たりにすると、約2万2,000円の貯金があるということ。3か年のうちの1年目の決算が出て、第9期の初めに保険料を300円引き上げて6,700円にしたが、この決算状況を見ると、引上げをしなくても第9期を運営できることが、今回の決算状況から推察がされる。居宅介護事業所の減少は、今、町民の介護サービスを脅かす大きな要因となっている。介護サービスが安心して受けられる事業とすることが当然必要と求められるが、年をとっても住み慣れた環境で安心して暮らし続けられる介護保険サービス、この町の介護保険事業を実現していくためには、今回の決算では、甚だ不十分と考えられる。

本会議での採決

賛成7人 反対3人 …… 賛成多数で認定

議 案

議第59号 豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

文教民生常任委員会での採決

賛成3人 反対2人 …… 賛成多数で認定

本会議での討論

反 対 今村議員

この制度は、後期高齢者を差別する制度で、世界で全国民を対象にする公的医療保険制度を持つ国では存在しない制度。本来は廃止すべきものと考える。さらに問題点として、これは広域連合議会で審議をされているが、この広域議会には被保険者代表はおらず、被保険者の声が届かない。国は、後期高齢者医療保険料を所得に応じた段階制を取りらず一律に取り、窓口負担も原則1割負担であったのが、2割、3割も導入している。後期高齢者になれば、複数の疾病で入院、通院が増えるのは当たり前。年金のみで暮らす高齢者の健康や、また医療を保障する制度にはなっていないことを指摘して、反対とする。

本会議での採決

賛成7人 反対3人 …… 賛成多数で認定

議案

請願第1号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願

<請願趣旨>

2025年6月27日、厚生労働省が2013年から行った生活保護基準引き下げは違法であるとして、処分取り消しを認める最高裁判判決を踏まえ、生活保護受給者全員に対し、独自措置を行い、国へ速やかな対応を求めるよう意見書提出を求める請願。

文教民生常任委員会での採決

賛成3人 反対2人 …… 賛成多数で採択

本会議での討論

賛成 本田議員



憲法25条では、全ての国民は、健康で、文化的な最低限の生活を営む権利を有するとされている。この25条による国民の生存権を具体化したものが生活保護法。生活保護法基準は、最低賃金、住民税非課税、国保減税など国民の最低基準を具体化する物差しとなっており、これを引き下げるに国民には大きな影響を与える。

厚生労働省が2013年から2015年の3年間、生活保護の生活扶助基準を平均マイナス6.5%、最大1%、年間約580億円を引き下げた。これを不服とした住民との間で争われ、6月27日、最高裁はこの引下げ処分は違法と判断し、厚生労働省を断罪し、住民側の勝訴とした。争点になったのは、厚労省が引下げの根拠としたデフレ調整、物価の下落率に合わせて生活扶助費を引き下げる点。2013年の総務省の消費者物価指数は2.35%、厚労省の独自の物価指数はマイナス4.78%と、数値に2倍近い差があった。

こんなに違いが生じたのは、様々な物価の動向を調査している総務省調査に対して、厚労省調査は引下げの基準点を石油や穀物が高騰した年で物価が急に高騰した2008年に定め、また、白物家電の価格が大きく下落した2013年に、パソコン、テレビなどの購入の前提を調査項目としたため。しかも、生活保護基準の検証に当たって物価を考慮したことはそれ以前にはなかった。

最高裁判決は、厚労省物価調査が恣意的であることを認め、生活保護の引下げは専門家の知見に基づくとは認められない、デフレ調整の判断過程と手続に誤りがあったとし、生活保護基準の引下げ処分が生活保護法3条及び8条2項に違反して違法であるとして、取り消した。それにもかかわらず、厚生労働省は、原告、生活保護利用者に謝罪を行っていない。国は行政としてはもとより、人間として許されない態度を取っている。請願事項は11年間に及ぶ審議を踏まえ、最高裁が示した判決に基づいた上記に沿った内容である。

反対



河合議員

請願たるものは、紹介議員が内容を十二分に把握して、賛同の上、趣旨説明や質疑に対する答弁を行うべきだと常々言ってきた。安直でサインなどしないことということ。この請願では、紹介議員が3名もいるのにかかわらず、なぜか参考人招致が行われたことは、いかがなものかと私は思う。

生活保護費の目的は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することであるということに、私は真に生活保護制度の必要な方々に生活保護費が支給されることを願っている。国は判決を真摯に受け止め、専門者会議の中で取りまとめていと聞く。現時点において、町議会が国に對して意見書を提出するときではない。我々議員の役割は、まず町に対しての住民の福祉向上につながる提案等を行うことが先決だと私は思う。したがって、今回の請願については、時期尚早であるとして、反対。

本会議での採決

賛成4人 反対6人 …… 賛成少数で不採択



予算決算常任委員会

教育委員会

本と体育館の自火報の感知器2台を改修する。

告で130万円の還付金があった。

議第51号 令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)

総務課

産業振興課

問 環境保全型農業直接支援対策事業負担金の対象の農家数、面積は。

答 令和6年度実績で11団体の団体が活動されている。あぜの除草、長期中干しが5,745アール。

問 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金とは。減額理由は。

答 住宅ローン減税で、本町の住民税が減った分を国が補填するもの。

問 令和7年度の普通交付税の現在高はいくらか。

答 12億9,129万円。

問 防犯カメラ設置事業補助金はどこに何箇所設置されるのか。

答 吉田区に5台。

上下水道課

問 口栄小学校管理費の修繕料233万円の詳細を。

答 体育館の消火器4台、LEDの誘導灯の不良箇所2台、非常用照明器具41台を更新する。

問 日栄小学校管理費の冷暖房設備保守点検委託料31万円の詳細を。

答 廚房用エアコンの分解洗浄作業の委託を行う。

問 修繕料131万円の内容は。

答 日栄の子ども公園フェンスの修繕を行うのに55万円。三ツ池の団地内細い残地の舗装を行う、76万円。

問 固定資産税・町民税還付金280万の内訳説明を。

答 主に法人税と町民税の還付金。大きなものでは法人税の修正申

税務課

人権政策課

問 中学校管理費の修繕料99万円の整備費補助金の事業内容説明を。

答 企画振興課所管分の262万円は、マイナンバーの中間サーバーと呼ばれるものがあり、その維持管

問 フリースクール等民間施設利用児童生徒支援事業補助金の詳細を。

答 1日1,000円で、1ヶ月1万円上限。県の補助金(2分の1の補助)申請が4月に終了しており、追加申請がないと聞いている。今年度利用があった場合は単独で全額支給し、来年度以降は県の補助金を活用する。

議第56号 令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について

討論なし
全員賛成で可決

総務課

企画振興課

問 交通指導員等活動の6年度実績は。

答 交通指導員15名、シルバーキャラバン隊15名の計30名に、上期、下期で活動費を交付。

問 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の事業内容説明を。

答 消防設備の点検で修繕箇所が指摘された。ランチルームの消火器5

理費に充てる費用として補助されたもの。

問 電算計算管理費の委託料、システム開発委託料1,314万円委託内容と委託先は。

答 全て標準化のシステム移行業務。委託先はケーケーシー情報システム、機器の関係はオプテージ。

問 障害者医療費負担金の対象者数は。また、そのうち人工透析の方は内容と委託先は。

問 障害者医療費負担金の対象者は何名か。

答 厚生医療と育成医療の対象33名。人工透析の方は19名。

問 障害児入所給付費等事業負担金の対象者数と利用施設は。

答 年度中で増減があるが、約25人が対象。

問 町民税が前年に比べて15%マイナスになった要因は。

答 令和6年度は定額減税による1人当たり1万円の減税があつたため。

問 町民税はどういった理由や経緯で不納欠損に至るのか。

答 生活保護や廃業、居所不明等。

問 固定資産税前納報奨金の活用実績と1件当たりの平均金額はいくらか。

答 令和6年3,505件のうち前納報奨金を利用されたのが2,212件。1人当たり1,393円。

保健福祉課

地域整備課

円。水道の使用料2万円。
修繕料：管工事21件、建具工事

問 不動産売払収入の実績の説明を。

答 ①沢414番地付近。機能を失っている水路の払下げ。新築の家を建てるため敷地を一体利用したいということで売りをした。

②大町。役場から二ツ池を抜ける国道8号線手前にある戸田倉庫内の水路。敷地一体利用として利用されるため払い下げた。

問 中学校の修繕料1,094万円の内容は。

答 雨漏りの緊急修繕132万、自動火災報知機設備の更新工事556万円、体育館の音響設備の更新に281万円。その他エレベーターの劣化部品やガス漏れ報知機の取替え等小規模な修繕を行った。

問 改良住宅の譲渡は何軒あったのか。また、譲渡事業対象の残りは軒か。

答 令和6年度に譲渡が終わったのは2軒。あと73軒残っている。

問 公営住宅費の光熱水費と修繕料の内訳は。

答 光熱水費：各団地の電気代42万

16件、板金工事8件等、56件の修繕。

教育委員会

問 保育園給食費227万円は何名分の徴収か。

答 前期14名、後期20名、延べ505名分。

問 中学校の修繕料1,094万円の内容は。

答 雨漏りの緊急修繕132万、自動火災報知機設備の更新工事556万円、体育館の音響設備の更新に281万円。その他エレベーターの劣化部品やガス漏れ報知機の取替え等小規模な修繕を行った。

討論あり(反対討論、賛成討論)
賛成多数で可決

問 人権政策課

問 湖東圏域の発達障がい対象児の具体的な早期発見の支援対策があつたのか。

答 支援対策は小児科医発達外来を週2回設けており、4町で30名受診。うち豊郷町は、1名の方が令和6年度に新規の受診につなげることができた。

問 改良住宅使用料の徴収件数は。

答 96件。

問 改良住宅の譲渡は何軒あったのか。また、譲渡事業対象の残りは軒か。

答 令和6年度に譲渡が終わったのは2軒。あと73軒残っている。

問 人権政策課

問 湖東圏域の発達障がい対象児の具体的な早期発見の支援対策があつたのか。

答 支援対策は小児科医発達外来を週2回設けており、4町で30名受診。うち豊郷町は、1名の方が令和6年度に新規の受診につなげることができた。

問 改良住宅使用料の徴収件数は。

答 96件。

問 改良住宅の譲渡は何軒あったのか。また、譲渡事業対象の残りは軒か。

答 令和6年度に譲渡が終わったのは2軒。あと73軒残っている。

問 公営住宅費の光熱水費と修繕料の内訳は。

答 光熱水費：各団地の電気代42万



総務産業建設常任委員会

議第55号 令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）

上下水道課

収率とは、令和5年度が92.88%、令和6年度が81.54%と10%程料金回収率が落ちているが。

問 会計年度任用職員の際は任用企業職員だが、一般職員になった場合の任命権者は。

答 任命権者は町長。そこから人事で水道課に異動し、水道事業管理者が任命権者になる。

討論なし
全員賛成で可決

議第60号 令和6年度豊郷町水道事業会計決算認定について

上下水道課

問 水道使用料の経営指標で料金回



答 住民票の異動等を注視している。

問 給水人口・配水量が減っているが、給水戸数は増えている。要因は。

答 核家族や単身世帯が増えたことにより、給水戸数が増えた。また、シャワーヘッドや、トイレ、洗濯機の性能が改善され、節水能力の高い器具が増えてきているため、使用される水の量も少なくなっていると考えている。

問 工事負担金の移転補償費の内容

答 住民票の異動等を注視している。

問 顧問弁護士報酬の内容と件数は。

答 未納使用料の回収の際、内容証明等を送付いただいている。最終的に通知を4名の方に送った。

問 工事負担金の移転補償費の内容

答 安食西八日線（県道）の工事にて、配水管の移設工事を行った。その部分を県から町に補償される。

問 北部浄水場の新たな井戸の場所と進捗状況は。

答 具体的な場所は決まっていない。

答 浄水場裏の墓辺りから甲良町の方に向け、一直線上に田んぼを電磁探査にかけ、水質のいいところを探す。業者は決まり、これから電磁探査調査に入る予定。

討論なし
全員賛成で可決

議第61号 令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定について

上下水道課

問 管渠費の修繕内容の説明を。

答 ①公共下水道管渠マンホール修繕：令和5年度に実施したカメラ調査で発見した必要な箇所の修繕。マンホールのかさ上げや、マンホール周りの舗装等。

②石畠マンホールポンプ修繕：石畠にあるマンホールポンプが故障したため緊急修繕を行つた。

③雨降野墓地道線舗装工事下水道負担分：地域整備課が雨降野の舗装工事を行つており、その一部に下水道管敷設時の転圧不足が原因と思われる箇所があつたため、負担金としつ形で舗装の一部負担をした。

④三ツ池防災道路線1号人孔修繕..

三ツ池防災道路線1号といふ町道の人孔周りの修繕を行つた。

問 下水道認定メーター検針の場所と委託先はどこか。

答 井戸水を使つてゐる事業所等には下水に流入するためのメーターがないので、流量が分からぬ。そのため、認定メーターを料金算定用に設置。検針は水道の検針員さんに併せて3件を委託してゐる。

問 昨年度、県の流域下水道が負担

増を決めたと説明があつたが、県全体の計画は明らかになつたのか。ま

た、豊郷町への影響は。

答 令和7年度は処理単価据置きで進んでゐる。令和8年度から負担が1立米当たり61・6円→72・4円で決定した。豊郷町は大体1,000

～1,300万円程増額になる試算をしてゐる。

問 増額見込みは单年度か。

答 単年度で値上がりし、今後もそ

⑤八田里道公共污水樹撤去・中山道沿い。地域整備課が地籍の更正をしたが、里道側に公共樹が残置されてしまつたため撤去した。

これが継続される。

問 今後の水道料金値上げも含め、町としての長期的な方針はあるのか。

答 物価の高騰等のため処理費が増え、今後の見通しもつかない。下水道の処理費、処理の関係は、流域と県にお願いしてゐるため、負担金は払わざるを得ない。物価高騰のおおりで、ほかの市町も順番に値上げが検討されている。収入増のため、使用料の値上げを審議会に投げかけ答申を出してゐるといひ。

問 沢マンホールポンプ取替工事の詳細を。

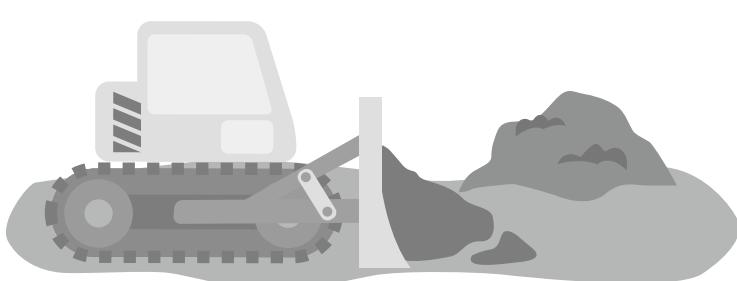
答 天下一品豊郷店から1本北側の道にあるマンホールポンプのポンプ自体交換が必要になり、2基交換を行つた。年次点検で交換が必要であると評価されたため交換した。

問 替工事の詳細を。

答 安食西八日線の拡幅工事をされるが、道路の真ん中に入孔が来て

討論なし
全員賛成で可決

しまい今後の維持管理上支障が出るため、人孔の位置をずらす工事を行つた。場所は阿白岐神社の裏辺りの十字路。



文教民生常任委員会

料負担金の回収のシステム改修費などが大きなものとなっている。
問 令和7年度は被保険者が100人以上減少する推計になっている。状況は。

議第57号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第57号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

税務課

問 国民健康保険税(医療給付費)

分の軽減世帯は全体の何%か。

答 約60・5%。

医療保険課

問 特別交付金(保険者努力支援

分、特別調整交付金分)の実績内容

は。

答 保険者努力支援分…重複頻回の

受診者へのアプローチ、後発医薬品の使用率、収納率などで、項目ごとのポイントに応じて交付される。

特別調整交付金…非自発的失業

者の方への軽減分やジエネリックの

費用、制度改正等、産前産後の保険

因は。

初予算960万から1,081万円

に増額補正された。増額になった要

討論あり(反対討論、賛成討論)
賛成多数で可決

答 給付費の不足。計画値より大幅に増えているサービスがある。
問 令和6年度の特定入所者は何人か。

答 月平均59人程。

議第55号 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第59号 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について



問 高齢者人口の今後の動向は。

答 二、二年後にもう少し人口の多い層が到達するため、後期高齢者自体は減らない見込み。ただ、65歳以上の到達される方はしばらく少なくなっていく予想。



私はこう判断

議案審議

令和7年 9月 定例会

賛否が分かれたもの	議員名											結果	
	長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合		
議第41号 令和6年度財政健全化判断比率について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議第42号 令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議第43号 豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	同意
議第44号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	同意
議第45号 豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
議第46号 豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
議第47号 豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
議第48号 豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	×	○	○	○	-	○	○	×	○	可決
議第49号 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
議第50号 豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
議第51号 令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	欠	○	-	○	○	○	○	○	可決
議第52号 令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	可決
議第53号 令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
議第54号 令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
議第55号 令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	欠	○	-	○	○	○	○	○	可決
議第56号 令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	×	欠	○	-	○	○	×	○	○	認定
議第57号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	×	欠	○	-	○	○	×	○	○	認定
議第58号 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	×	欠	○	-	○	○	×	○	○	認定
議第59号 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	×	欠	○	-	○	○	×	○	○	認定
議第60号 令和6年度豊郷町水道事業会計決算認定について	○	○	○	○	欠	○	-	○	○	○	○	○	認定
議第61号 令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定について	○	○	○	○	欠	○	-	○	○	○	○	○	認定
発議第6号 豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案	×	○	×	×	○	×	-	×	○	×	○	×	否決
請願第1号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願	○	×	×	○	欠	×	-	×	×	○	×	○	不採択

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。報告は採決なし。)

委員会等の出欠状況

日付	会議	議員名										
		長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合
9月 2日	議会議員全員協議会	出	出	出	出	欠	出	出	出	出	出	出
9月 5日	第3回定例会(開会)	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
9月 8日	第3回定例会(一般質問)	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
9月10日	予算決算常任委員会	出	出	出	出	欠	出	出	出	出	出	出
9月12日	総務産業建設常任委員会	-	出	出	-	欠	-	出	出	-	出	-
9月16日	文教民生常任委員会	出	-	-	出	-	出	-	-	出	-	出
9月26日	第3回定例会(閉会)	出	出	出	出	欠	出	出	出	出	出	出

注1 「出」は出席、「欠」は欠席です。注2 委員会は、所属する委員のみあらわしており、「-」は出席の必要はありません。



一般質問

ここが聞きたい

一般質問とは

議員が、町が処理するすべての事務について質問し、町長の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけではなく、政策について議論するものです。

9月議会では7議員が一般質問を行いました。(質問順)

鈴木 べんいち 議員

★人間ドック・脳ドックへの検診費助成の拡充を求める

・育苗センターの現状・利活用について問う
・空き家の適正管理について問う
・本町の米づくりについて問う

・安定ヨウ素剤の備蓄・配布について問う
★在宅高齢者支援助成事業の拡充を求める

長谷川 たかやす 議員

★学童保育について
★大規模災害時の避難所基準、備蓄品について

・農業政策について

かわい 勇 議員

・職員の服務について問う
★三度、墓地の設置および管理に関する条例について問う

いのうえ きみ子 議員

★空き家対策について

西澤 ひろかず 議員

★認定こども園について

本田 きよはる 議員

★小学校低学年の通知表廃止の検討を
・補聴器の補助金の増額を
・広報『とよさと』への自衛隊募集広告掲載について検討を

・会計年度職員へのボランティア休暇制度の導入を

今村 えみこ 議員

★持続可能な行政を作るために
・第9期介護保険事業の問題点について
・国民健康保険税の負担軽減を
★改良住宅で町に返還された空家の適正な管理と売払いの促進を
・愛里保育園で離乳食・きざみ食の実施を

★の質問を掲載しています。

冷暖房費の拡充・増額を求める

いろんな声がある事を理解願いたい



鈴木 べんいち 議員

支援地方交付金で、それ
以外は、一般財源。

問 冷暖房費助成は、平成
19年度に始まり、その後、
事業実施年度、事業名、助
成額が変わってきたが、次
の点について明らかにされ
たい。

①事業が実施された年度。
②事業費の財源。

答 (保健福祉課長)
①平成19年、20年、25年、
26年で29年度以降は毎年
実施。

②平成20年度は、国の交付
金。今年度は、国の重点

があり、2021年度から
冷房代として3000円が
上積みされ今8000円
になりました。この異常な
暑さのなか、エアコンなし
の生活は考えられませんの
で、制度の拡充を求めます。

答 (保健福祉課長)

近年の異常な暑さについ
ては痛感していますが、現
状のままでお願いします。

問 本町は、18才までの医

療費の無料化を県下で初め
て実施し、冷暖房費助成に
ついても先駆けて実施して
きました。町長の英断で上
積みを決断していただき

たい。

答 (町長)
「むづちゅうとキリのええ
額にせよ」という声もあり、
また、「65歳以下にも」との
声もある事を「理解して
みたい。

75歳以上も、人間・脳ドック の補助対象に

一般財源となり・・・・・

問 現在、35歳以上75歳未
満の国民健康保険加入者を
対象に、人間ドック・脳ドッ
クの検診補助がされていま
すが、その助成対象を町独
自で75歳以上に拡充するこ
とを求めるが見解を。

答 (医療保険課長)
国保特別会計で実施して

いますドックの助成につい
ては、一部県からの補助金
を財源に、検診費用の助成
をしています。後期高齢者
医療保険の加入者に町独自
のドック検診費助成を行う
には、補助金の財源がなく、
全額が一般財源となります

ことから、町独自の助成に
ついては考へていません。

答 (医療保険課長)
新年度で検討を求める。

答 (医療保険課長)
財源が一般財源の持ち出
しとなり・・・・・。



学童保育の毎週土曜日開設を

ニーズが増えれば今後検討



長谷川 たかやす 議員

問 保護者の方の就労形態

は、今、多種多様になっており土曜日の毎週開設を提

案いたします。

答 (教育次長)

現在、月1回の土曜日開

設をおこなっていますが、

昨年度の利用者は2名で利

用者の方が少ない現実もあり、毎週開設の必要性は高

くない。開設するにも、指

導員の確保、運営コストも増加する。現状の利用人数では毎週開設はできない。

問 市町村は当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る

等により、利用の促進に努

めなければならないと書か

れている。本町だけで無理

ならば、彦愛犬で協力し毎

週土曜日の公設学童保育の

開設ができないだろうか。

本町では条例を変える必要

がありますが。

答 (教育次長)

学童保育には広域利用と

いう制度がありません。今年度に少しニーズが増えま

したので枠の拡大は今後検討する課題と考えます。

問 体調を悪くしにくい、災害関連死につながらない避難所にしてほしい。

答 (総務課長)

段ボールベッドは追々数

を増やしていくべきと考えています。

大規模災害時の避難所基準、備蓄品について

段ボールベッドは追々増やしていくべき

問 南海トラフ地震など災害時に何名の方が避難所に来られ、何日避難されると想定しているか。避難所の広さ、備蓄品量も足りていな

いが答弁をお願いします。

答 (総務課長)

本町の防災計画では、避

難者数1,913名、生活必

需品1,052名を備蓄目標

としています。避難所の広

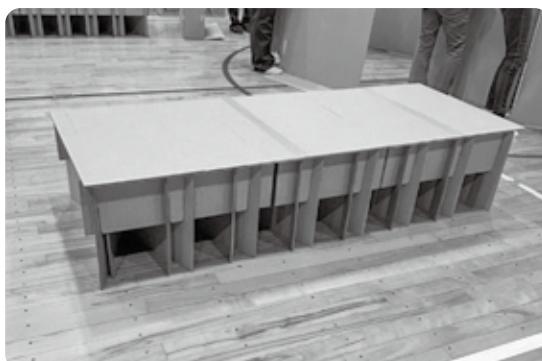
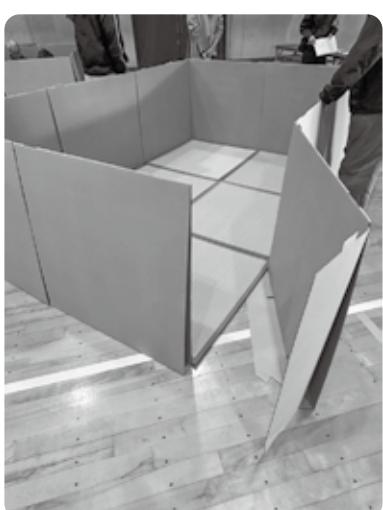
さについては、字の公民館

やお寺や民家が能登半島地

震の際にも使用されていま

した。食料や生活必需品につ

いては応援協定や国から





墓地の設置及び管理に関する 条例について

弁護士と相談しながら 解決に向けて進んでまいりたい

かわい 勇 議員

私は、(1)「道路等の管理」は墓地全体を指し、(2)「永年貸与を受けたところ及びは個人の墓石が立っている個々の区画並びに区画通路と、それぞれ理解すべきと私は考えます。

条例の第4条には何と書かれていますか。

次に、私がいつも言っているように、大町墓地は、大町、高野瀬、沢、下枝、杉、日栄、石畑、八町等それぞれ東西南北に墓地の使用者が分散されていることといえば、事業での自治計画の変更のとき、行政が墓地についても整理すべきではないかたのかと疑問に思いま

る。条例に墓地の管理は町長だと明記されており、町長が墓地の管理者です。当然のことながら法令や条例、規則を守り義務を果たすのは我々議員、行政です。

私の質問に担当課長は、「議員のおっしゃるとおり、墓地の管理は町長が行うと明記されております。」と答

えました。

私は、(1)「道路等の管理」は墓地全体を指し、(2)「永年貸与を受けたところ及びは個人の墓石が立っている個々の区画並びに区画通路と、それぞれ理解すべきと私は考えます。

再度聞いておきますが、条例の第4条には何と書かれていますか。

次に、私がいつも言っているように、大町墓地は、大町、高野瀬、沢、下枝、杉、日栄、石畑、八町等それぞれ東西南北に墓地の使用者が分散されていることといえば、事業での自治計画の変更のとき、行政が墓地についても整理すべきではないかたのかと疑問に思いま

す。町は、町民の資産・財産を保全する義務があると考えますが、答弁を求めます。

（住民生活課長）墓地の設置及び管理に関する条例の第4条には、「墓地の管理は町長が行う」と書かれています。

次に町は公有財産を保全する義務があると考えます。

（住民生活課長）担当課長の答弁のとおり、第4条には、「管理責任者は町長」だと明記されています。

永年貸与以外は、町の管理、管理者は町長ですから、町が持つべきだと思っています。

（住民生活課長）墓地につきましては、地域の共同墓地として運用します。

しかし、杉、日栄の方の墓石はあります。大町墓地は、大町区ではありません。昔は、分散される前まではそれでよかったです。

（住民生活課長）この点からも行政は考えていただいて、条例を変えたいと思います。いろいろな文言を入れるなどの改正を検討していただきたいと思います。

また、私は議員全員協議

会のあと、長谷川議員と議論したそのとき、何と本人の口から「俺は水道既設設備交換を住民課長から許可をもらつてます。」と言いました。

私は、住民課ですか、誰ですか、誰かと言つたら、はつきり課長名を言いました。

（住民生活課長）そこで、本当に長谷川議員の言うように担当課長は許可したんですね。

（住民生活課長）本人は、そう言つてますから担当課は本当に長谷川議員に対して、許可をしたのか答えてください。

（住民生活課長）行政は、専門の顧問弁護士を雇っていますから相談すべきです。これは行政の権威損ではないですか、言ってもいないことを、個々の問題です。行政は問題にすべきです。そうでしょ。名譽毀損ではないですか、言ってもいないことを、個々の問題です。行政は問題にすべきです。それは許しがたいせんと。これは許しがたいです。

（住民生活課長）行政は、専門の顧問弁護士を雇っていますから相談すべきです。これは行政の権威やと思います。行政として、一度相談したらいかがですか。最後に町長、答弁を。

（町長）6月の議会では「ポンプを替えるのに町長はどのように戸に聞いたか。」との質問に、「一言声をかけていただいたいありがとうございました。役場が墓地の運用についての判断や許可をするものではありません」とお答えをされました。

（住民生活課長）そういふ状況ですから、ありがとうございました。そのように答えました。

（町長）今、状況を踏まえながら墓地の管理運営につきまして、しっかりと弁護士と相談しながら解決に向けて進んでまいりたいと思います。



空き家対策について



何かいい施策がないか検討したい

いのうえ きみ子 議員

問 空き家は、長年放置されると雑草や雑木が道路や隣家に伸びるなどの問題を引き起こし、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす懸念があります。

そこで町は、空き家・空き地情報バンクの登録募集を行っていますが、利用者や購入希望者に対する支援はお考えか。

全国の各市町では、移住・定住に結びつける施策をいろいろと実践していますが、豊郷町の売りは何だと思いますか。

また、町は空き家や空き地の情報提供のみで、あとは滋賀県宅建宅地取引業協会頼みのようですが、移住・定住につながるのか。町は、売る側、買う側の利点は何だとお考えか。

答 (企画振興課長)

移住者支援については、県と連携して移住・定住の

促進や中小企業等における人材不足の解消に資するため、例えば東京圏から県内に移住し対象中小企業に就職した場合、移住支援金を補助する制度があります。

豊郷町のアピールポイントは、高校生世代までの医療費無償化や小中学校の給食費無償化など、子育て施策の充実、高齢者には、「すまいるたうんばす」や補聴器の補助金など、全ての世代に優しい町であることだと考えております。

問 バンクを利用するメリットは、売る側、買う側双方に役場が関わることによる安心感。子育て世帯が空き家バンクで家を購入した場合、修繕の費用を補助する制度があります。

全国には様々な移住体験を提供している市町村があることは承知しています。町内に体験の場を用意できないか。どうご提案ですか。

答 (企画振興課長)

空き家のまま放置されるよりは登録していただき、新しい方に住んでもらえるのが何よりだと考えていますが、町内で空き家が流通しているという現実もありますので、その辺とのバランスも考えながら、何かい施策がないか検討したいと思います。

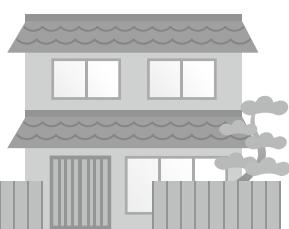
問 宅建業協会への流れだけでは、来訪者のきっかけや地域との接点づくりが弱く、移住・定住につながらないと思います。まずは、

空き家を1軒から2軒ほど活用し、週末や平日を問わずに移住体験メニューーや低負担プランの紹介などを実施する考えはないか。

また、物価高騰の中、年金生活者、低所得者、母子家庭の方々が民間の賃貸を借りるには負担が大き過ぎるといった問題も発生しています。町として空き家を活用し、こうした方々が利用しやすい施策に取り組むことについて考えます。

答 (企画振興課長)

空き家のまま放置されるよりは登録していただき、新しい方に住んでもらえるのが何よりだと考えていますが、町内で空き家が流通しているという現実もありますので、その辺とのバランスも考えながら、何かい施策がないか検討したいと思います。



体験は難しいと思います。

問 空き家バンクに登録しているのは3軒とお聞きしましたが、町内の空き家は増えています。こうした空き家が空き家バンクの登録につながる施策の検討を求めるますがいかがか。

答 (企画振興課長)

空き家のまま放置されることは承知しています。町内に体験の場を用意できないか。どうご提案ですか。

答 (企画振興課長)

空き家のまま放置されるよりは登録していただき、新しい方に住んでもらえるのが何よりだと考えていますが、町内で空き家が流通しているという現実もありますので、その辺とのバランスも考えながら、何かい施策がないか検討したいと思います。



認定こども園について

厳しい状況、種々検討する

西澤 ひろかず 議員

〔必要性〕
 ③幼稚園の教育機能と保育所の保育機能を幼保一元化という形で、両方の機能を備えた施設の設置、地域の子育て家庭を対象とした相談や親子の集いの場などの子育て支援

〔課題〕
 ④保育士の確保
 ⑤整備、財政的問題等
 以上のことについてどう考
えているか。

〔課題〕
 ①専業主婦家庭が減少したことによる幼稚園利用者の減少、定員割れ
 ②共働き世帯の増加による保育所の待機児童

〔課題〕
 ③子育て支援事業は子育て支援センターで担つており、令和8年度から「じどり」も家庭センターが本町でも実施される予定で、地域の子育て支援の強化を進めていきたい。
 ④保育士の確保は、人材紹

〔問題点〕
 将来的に認定こども園の設置について検討するべき案件と認識しているが、現時点では設置に向けて具体的な検討は行っていない。

〔問題点〕
 ①以前と比べて子どもが約半数になっており、保育園の利用者数はそう変わっていないため、幼稚園の利用者の減少が影響を受けていると考えられる。
 ②確かにできるといつお答えはできないが、令和8年度から預かり保育の実施ができるよう鋭意準備を進めている。できるだけ早期に実施していくたい。

〔問題〕
 定員がいっぱい預けられないため他方の保育園を選んだり、幼稚園のお迎えの時間に行けないため仕事に行っていないといふ声を聞くが。

〔問題〕
 ③子育て支援事業は子育て支援センターで担つており、令和8年度から「じどり」も家庭センターが本町でも実施される予定で、地域の子育て支援の強化を進めていきたい。
 ④保育園を認定こども園にすれば待機児童問題は解消できると考えるが、その場合0、1、2歳児の受入れをする施設のため、幼稚園そのものの造り変えになる。特に近年、財政状況がかなり厳しい状況にあるため、種々検討が必要。

〔問題〕
 (教育次長)
 将来的に認定こども園の設置について検討するべき案件と認識しているが、現時点では設置に向けて具体的な検討は行っていない。

〔問題〕
 (教育次長)
 ①以前と比べて子どもが約半数になっており、保育園の利用者数はそう変わっていないため、幼稚園の利用者の減少が影響を受けていると考えられる。

〔問題〕
 定員がいっぱい預けられないため他方の保育園を選んだり、幼稚園のお迎えの時間に行けないため仕事に行っていないといふ声を聞くが。

〔問題〕
 ③子育て支援事業は子育て支援センターで担つており、令和8年度から「じどり」も家庭センターが本町でも実施される予定で、地域の子育て支援の強化を進めていきたい。
 ④保育園を認定こども園にすれば待機児童問題は解消できると考えるが、その場合0、1、2歳児の受入れをする施設のため、幼稚園そのものの造り変えになる。特に近年、財政状況がかなり厳しい状況にあるため、種々検討が必要。

〔問題〕
 ④保育士の確保
 ⑤整備、財政的問題等
 以上のことについてどう考
えているか。

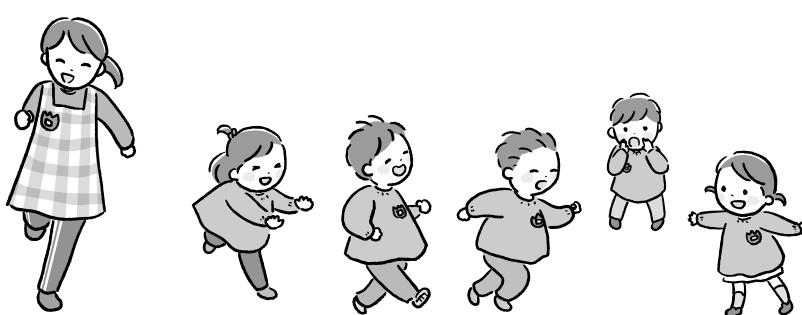
〔問題〕
 (教育次長)
 ①以前と比べて子どもが約半数になっており、保育園の利用者数はそう変わっていないため、幼稚園の利用者の減少が影響を受けていると考えられる。

〔問題〕
 ④保育士の確保
 ⑤整備、財政的問題等
 以上のことについてどう考
えているか。

〔問題〕
 ④保育士の確保
 ⑤整備、財政的問題等
 以上のことについてどう考
えているか。

介、人材派遣の予算を計上し種々努力を続けているがなかなか厳しい。

も出していくと想えている。





小学校低学年の通知表廃止の検討を

通知表は重要な役割を果たしていると
認識している



本田 きよはる 議員

問 発達途上の子どもに対して、序列化による劣等感を与えることは教育環境として望ましくありません。他県では見直す動きが出てきていますが、本町でも、低学年の通知表制度の是非を改めて検討すべきではないでしょうか。世界的な流れでも、フィンランドの教育改革では、他人と比較するためのテストなどを一切しない。そもそも勉強は他人との競争という考え方がなくなっている。学習は子どもが自ら知識を求め探求していくことだと捉えられて、それを助けることが教育だとされています。



答 (教育長) 現時点では、通知表は重要な役割を果たしていると認識しておりますので、廃止する考えは持っております。

個別の懇談あるいは所見方式による評価方法について、児童に対して現在の学習状況をどう伝えるのか、また、学校から保護者に対してどのような形で学習状況を伝えるのか、一定研究が必要があると考えます。

補聴器への 補助金の引き上げを

現在のところ考へていません

問 加齢性難聴は認知症リスクの1つであり、補聴器の活用は予防策としても重要です。本町の補助金上限4万円は低く、他自治体と比較しても、改善の余地があります。根室、南相馬、刈羽、東京都葛飾では最大10万の補助を実施しています。

補聴器導入に対する現在の補助上限額(4万円)を、住民の実情に即して10万円まで引き上げることを提案します。

答 (保健福祉課長) 補聴器購入助成につきましては、令和2年度から実施し、令和3年度に対象者

を非課税世帯のみの要件から本人非課税に緩和し、令和6年度からは本人非課税要件を撤廃し、助成限度額を2万5,000円から4万円に引き上げています。助成限度額の引き上げは現在のところ考へていません。



令和7年度 町村議会広報研修会に参加

町村議会広報研修会は、去る8月28日東京で開催され、広報委員5名と議長が参加しました。研修には、全国から議会広報を担当する町村議会議員が集まり、「議会だより」がより町民にとって魅力的で、手に取って読んでもらえるために、どのような内容を取り上げるといいのか、編集上必要とする技術についての研修でした。



研修会では、3人の講師から話しがありました。一人目は「インタビュー記事を足して読まれる広報紙にしよう」というもので、地域でのイベントを取り上げた場合、参加した方からの感想とともに、運営者の苦労や工夫を加え複眼で伝える工夫。新しい建物が建てられた場合でも、施設の素晴らしいとともに反対の意見の人からの思いも掲載するなど具体例が出されました。

二人目の講師からは、「スマートフォンを活用した撮影技術・動画作成の基本」。広報紙として「人の撮り方の構図」への注意点、被写体の大きさ、カメラと目の位置と同じ高さにそろえるなど、細やかな写真技術内容でした。

三人目は、「議会活性化と連動した広報紙づくり～住民の政治参加をうながすツール～」の内容で、福岡県大刀洗町の議会広報委員会委員長をされている方からの話で、「毎号読んでみようか」と思ってもらえるだけでも前進だと受け止め、全戸配布される究極のプッシュ媒介である議会広報紙が、住民の政治参加をうながすものとなるようにとの願いを持って取り組むことの大変さを提起されました。

この研修会の学びを生かし、『よさと議会だより』の編集に携わっていく決意です。

広報常任委員会委員長 本田 清春

ご意見・ご感想を 教えてください

とよさと議会をお読みになってのご感想や議会についてのご意見などが
あれば豊郷町議会まで教えてください。



✉ gikai@town.toyosato.shiga.jp
☎ 0749-35-8130

12月議会の予定

12月5日(金)	開会
12月8日(月)	一般質問
12月10日(水)	予算決算常任委員会
12月11日(木)	総務建設常任委員会
12月12日(金)	文教民生常任委員会
12月22日(月)	再開

- *時間はご当地の時刻となります。
- *傍聴は誰でもできます。お気軽にお越し下さい。議場は3階です。
- *日程が変更になる場合があります。

編集後記



秋も深まり、夜の寒さにいかがなれる気配を感じるようになりました。

皆様いかがお過ごしでしょうか。

滋賀では昭和56年以來、44年ぶりの開催となる「わたS-H-I-G-A 輝く国・スポーツ・障害者2025」が県内を会場に熱戦を繰り広げて盛会裏に閉幕しました。私は、選手たちの大會にかける情熱や努力に感銘を受けました。一方で私たち議員は、皆様の意見や声を議会において質問や質疑・討論といった形で行政に問い合わせ、より良い豊郷町となるよう政策につながる事を図りて行政に提案しています。

しかし、いのほか全ては照らしむるにはいかず、時には議員としてのものに判断しそうに行動したのか、正解が分からなくなったり苦慮をさせられることが多いあります。

こうしたとき、国・スポーツ・障害者選手たちの大会にかける努力と恵みを見聞きしますと、改めて議員としての職責を全うするため初心を思い起し、自分に磨きをかけ議会に臨んでいかなければと自身を奮い立たせています。

議会広報は、文字どおり議会であつた審議内容等を中心に皆様にお知らせしているものです。一人でも多くの方に読んでいただけることが、私たち議会広報常任委員会委員の励みになります。

まちます寒さが厳しくなっていく季節となりますが、お体には十分お気をつけください

ますよう願うとともに、心愛読いただいていることに感謝を申し上げ引き続き何卒よろしく

お願い申し上げ結びといたします。

議会広報常任委員会委員 井上 嘉美子